

令和8年度 第1回八戸地域広域市町村圏事務組合
一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会

日 時：令和8年6月26日（金） 10時00分～

場 所：八戸清掃工場 第一工場 大会議室

出席者：委員 7名

田中委員、千葉委員、李委員、佐藤委員、渡辺委員、守田委員、庄司委員
広域組合構成市町 9名

八戸市（清掃事務所 高館所長、環境政策課 鈴木G L）、階上町（町民生活課
上課長、田村主査）、南部町（住民生活課 夏堀課長、庭田副参事）、三戸町（住
民福祉課 極檀課長、原田総括主幹）、田子町（住民課 工藤課長）

事務局 9名

環境衛生部（前田部長、森林次長）、清掃工場（四戸工場長、柳沢副工場長、上
ノ山技査、吉延技査、松倉技査）、リサイクルプラザ（梶山所長、元沢副所長）
一般廃棄物処理施設整備

（株式会社エイト日本技術開発） 2名

宮脇、和田

次 第：

1. 開会
2. 報告
3. 案件
 - （1）一般廃棄物処理施設整備基本計画におけるごみ処理の現状、ごみ処理の将来について
 - （2）一般廃棄物処理施設整備基本計画における焼却施設の施設規模の設定について
 - （3）一般廃棄物処理施設整備基本計画におけるリサイクル施設の施設規模の設定について
 - （4）一般廃棄物処理施設整備基本計画における関連計画の建築計画について
4. その他
5. 閉会

次第 開会

事務局：本日は、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます、八戸清掃工場の柳沢です。どうぞよろしく願いいたします。それでは、ただ今から、令和8年度第1回八戸地域広域市町村圏事務組合一

般廃棄物処理施設整備方針検討委員会を開催いたします。

なお、令和8年5月26日において、ごみ処理広域化の基本合意が整いましたので、本日の委員会から三戸町、田子町にも参加頂いております。ごみ処理の広域化の内容につきましては、後ほど報告事項の中でご説明いたします。

会議に先立ちまして、会議の成立を確認いたします。当検討委員会の規則第2条第2項の規定では、半数以上の委員の出席が会議成立の要件となっておりますが、本日は、委員総数8名中、半数以上の7名が出席されておりますので、会議が成立することを御報告いたします。なお、佐藤委員につきましては、Webでの参加となります。

続きまして、本日使用する資料の確認をお願いいたします。席図、次第及び別紙、資料1から資料5でございます。資料がない方はございませんでしょうか。それでは、ここからは田中委員長に進行をお願いいたします。

報告案件 ごみ処理広域化に関する基本合意書の締結について

委員長：おはようございます。田中でございます。よろしく願いいたします。早速ではございますが、審議に入りたいと存じます。

報告事項「ごみ処理広域化に関する基本合意書の締結について」、事務局から説明願います。

[事務局説明 資料1]

委員長：ただいまの事務局からの報告について、御意見、御質問等ございませんか。

審議案件(1) 一般廃棄物処理施設整備基本計画におけるごみ処理の現状、ごみ処理の将来について

委員長：案件1「一般廃棄物処理施設整備基本計画におけるごみ処理の現状、ごみ処理の将来について」、事務局から説明願います。

[事務局説明 資料2]

委員長：ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問等ございませんか。

委員長：よろしいでしょうか。それではよろしいようですので「一般廃棄物処理施設整備基本計画におけるごみ処理の現状、ごみ処理の将来について」については、事務局案通りとさせていただきます。

審議案件（２）一般廃棄物処理施設整備基本計画における焼却施設の施設規模の設定について

委員長：次に、案件２、として「一般廃棄物処理施設整備基本計画における焼却施設の施設規模の設定について」、事務局から説明願います。

[事務局説明 資料３]

委員長：ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問等ございませんか。

委員長：よろしいでしょうか。ないようですので、「一般廃棄物処理施設整備基本計画における焼却施設の施設規模の設定について」は、事務局案通りとさせていただきます。

審議案件（３）一般廃棄物処理施設整備基本計画におけるリサイクル施設の施設規模の設定について

委員長：次に、案件３、として「一般廃棄物処理施設整備基本計画におけるリサイクル施設の施設規模の設定について」、事務局から説明願います。

[事務局説明 資料４]

委員長：ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問等ございませんか。

委員長：よろしいでしょうか。ないようですので「一般廃棄物処理施設整備基本計画におけるリサイクル施設の施設規模の設定について」は、事務局案通りとさせていただきたいと思います。

審議案件（４）一般廃棄物処理施設整備基本計画における関連計画の建築計画について

委員長：次に、案件３、として「一般廃棄物処理施設整備基本計画における関連計画の建築計画について」、事務局から説明願います。

[事務局説明 資料４]

委員長：ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問等ございませんか。

A委員：２ページの合棟か別棟かの比較についてです。２つ目の項目の近年事例では、合棟が３／４程度と非常に多くなっているようです。それぞれの事例で決定した要因があると思うので、そのような要因についても確認し、合棟か別棟かを判断するときに参考にされた方が良いと思います。

もう一点は、合棟と別棟の特徴について、別棟は○が８で優位となっていますが、実際に内容を見たところ、それぞれの項目がすべて同じ重みづけではないと思います。例えば、工事関連の建設事業費は結構重い項目の一つだと思います。すべて均等に重み付けをして○の数を判断するのではなく、それも参考にしつつ慎重に考えた方が良いと思います。

もう一点、合棟か別棟については、やはり敷地の形状によっても大きく左右されると思いますので、ある程度建設規模が見えてきた時点で、配置も検討した上で合棟か別棟どちらを選ぶかを判断された方が良いと考えております。

事務局：今回説明した内容で、合棟か別棟かを判断するのではなく、より情報収集や検討をしたうえで整理したほうがというご指摘だと思います。

計画の中で、施設に必要な面積、施設の配置、車両の動線、あるいは工事の計画といったものが今後出てまいりますので、それらとの関連性も含めて再度検討したいと思いますので、改めてご提案させていただきたいと思います。

委員長：そのほかはございますか。よろしいでしょうか。

それでは佐藤委員のご指摘を受けまして、「一般廃棄物処理施設整備基本計画における関連計画の建築計画について」は、次回委員会で、事務局から再度ご提案を頂くこととさせていただきます。

委員長：これまでの事務局からの説明で、確認したい点や御意見等がありましたら、どうぞ御発言願います。よろしいでしょうか。それでは、本日の検討委員会をこれにて終了いたします。進行を事務局へお返しします。

事務局：本日は、誠にありがとうございました。次に、次回の検討委員会につきましては、9月を予定しておりますので、皆様御多用とは存じますが、御出席くださいますようお願いいたします。開催通知等は、後日お送りいたします。それでは、これで本日の検討委員会を終了いたします。ありがとうございました。